

長岡市中心市街地活性化基本計画の概要（案）

- 1 計画期間 平成 20 年度～24 年度（5 年間）
- 2 計画内容

計画の掲載項目は、改正中心市街地活性化法により定められているもの

- (1) 長岡市の中心市街地活性化の基本方針
- (2) 中心市街地の区域（旧計画または都市再生整備計画の区域を想定）
- (3) 中心市街地活性化の目標（国が示す目標項目例）
居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等
- (4) 市街地の整備改善に関する事業（市街地再開発事業など）
- (5) 都市福利施設の整備に関する事業（教育文化施設、社会福祉施設、公共施設整備など）
- (6) 街なか居住の推進に関する事業（民間マンション開発、公営住宅整備など）
- (7) 商業の活性化に関する事業（空き店舗活用、集客イベントの実施など）
- (8) 公共交通機関の利便性の増進に関する事業
- (9) 事業の一体的推進に関する事項（市の推進体制など）
- (10) 都市機能の集積促進に関する事項
準工業地域の特別用途地区を活用した大規模集客施設（床面積 1 万㎡）の立地制限について記述（条例制定と都市計画決定が必要）
- (11) その他中心市街地の活性化のために必要な事項
総合計画、都市計画マスタープラン等との整合性について記述
- (12) 国の認定基準に適合していることの説明